

東村山市農業委員会

臨時總會議事録

令和2年7月

東村山市農業委員会臨時総会議事録

令和2年7月17日（金）午後3時00分、東村山市農業委員会臨時総会
が本庁舎6階第2委員会室において招集された。

1. 出席委員

1 番委員 江藤 保久	2 番委員 肥沼 和夫
3 番委員 町田 茂樹	4 番委員 増田 勝義
5 番委員 水木 一江	6 番委員 久野 一彦
7 番委員 近藤 進	8 番委員 浅見 伊佐雄
9 番委員 小山 定昭	10 番委員 金子 邦雄
11 番委員 鈴木 八百造	12 番委員 比留間 富治
13 番委員 小俣 寛一	14 番委員 小山 俊雄

2. 事務局

事務局長 篠宮 雅登	課長補佐 高橋 正実
主任 小澤 俊介	書記 田中 あけみ

小山（定）委員 肥培管理は良好ですが、防風林の生茂っている所があるため、伐採等の指導をしました。その他には問題はありません。

事務局 防風林については、伐採等の確約書の提出が既にされていますので、問題ありません。

議長 ありがとうございます。この件について、ご質問・ご意見等がありますでしょうか。

— 委員一同納税猶予地として問題ないとの見解 —

議長 異議なしとの事ですので、今回の申請につきまして納税猶予適用農地として適当であると判断します。それでは、申請者にご入室いただきます。

■■■■氏は入室してください。

— ■■■■氏 入室 —

議長 申請頂きました納税猶予の適格者証明に関して、異議無く承認されましたので、証明書を交付いたします。また、納税猶予制度に関してのご説明をここでさせていただきます。

相続税納税猶予制度は、東京農業にとりまして極めて重要な制度であり、この制度の存続なしに農業経営の継続は不可能といえます。今までにも東村山市におきまして、多くの相続人の方がこの制度を利用し農業を継続しております。

つきましては、制度の趣旨をご理解いただき、特例農地を日頃からきれいに耕作されますようお願いいたします。

また、次のことについては忘れないよう実行をしてください。

①申告後から3年目ごとに「継続届出書」の提出が必要です。

②特例農地は、自らが継続して農業のため利用することが必要です。

③特例農地を売ったり貸したりした場合には、税務署及び農業委員会への届出が必要です。

何かご不明な点がございましたら、地区の農業委員及び事務局までご連絡下さい。

■■■氏 はい、わかりました。

— 適格者証明交付、■■■氏退室 —

議 長 議案第2号生産緑地買い取り申出に伴う農業の主たる従事者証明について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号生産緑地買い取り申し出に伴う農業の主たる従事者証明について1件ご説明いたします。

まず1件目、申請者は東村山市■■■■■■■■■■、■■■■。買い取り申出理由は、従事者■■■■氏の死亡によるものです。従事日数・耕作状況は調書に記載してあるとおりです。なお、この買い取り申出予定地については7月9日に小山（定）委員に現地確認をしていただきました。

議 長 ありがとうございます。それでは、調査担当委員より状況報告をお願いします。

小山（定）委員 従事していたことに間違いはありませんので、特に問題はありません。

議 長 ありがとうございます。
なにかご意見等ありましたらお願いします。

～異議なしの声あり～

議 長 何かご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

～質問等無しの声あり～

議 長 ありませんね。

議 長 続きまして農業委員会諸報告を事務局よりお願いします。

事務局 それでは農業委員会諸報告及び連絡事項に入らせて頂きます。
6月総会以降の会議等の報告、及び7月臨時総会以降の会議等の
予定につきまして報告致します。

－事務局より報告－

議 長 諸報告について何かご質問等はございますか。
無いようですので、以上をもちまして令和2年東村山市農業委員
会臨時総会を終了いたします。

午後3時25分終了

上記顛末を記し、相違無いことを証明するために、ここに署名捺印する。

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩